

訪問介護の介護報酬に関する意見書

本格的な高齢社会となっている現在、訪問介護員が要介護者の居宅を訪問し、身体介護や生活援助などのサービスを提供する訪問介護は、要介護者の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスとなっている。

しかしながら、厚生労働省の令和5年賃金構造基本統計調査によると、訪問介護従事者の所定内給与額は全産業平均を月額約5万円も下回っており、人材の流出が懸念されている。また、民間の信用調査会社による調査では、令和5年の訪問介護事業者の倒産件数は67件と過去最多を更新し、要介護者が十分な介護を受けられない事態になりかねないと懸念されている。

このような状況の中、令和6年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬の引下げが行われた。厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の収支差率が他の介護サービスより高いことを挙げている。また、訪問介護の基本報酬を引き下げたものの、訪問介護員の処遇改善のため、処遇改善加算を他のサービスと比較しても最も高い加算率として、最大で24.5%取得できるように設定していると説明している。

しかしながら、収支差率については、訪問介護員が効率的にサービスを提供できる、事業所と同一の建物等に居住する者にサービスの提供を行う訪問介護事業者の収益が含まれているからであり、1戸ずつ訪問する小規模な訪問介護事業者の実態とは大きく異なっている。また、処遇改善加算についても、これまで処遇改善に取り組み、上位区分の処遇改善加算を取得してきた訪問介護事業者は、今回の基本報酬の引下げにより減収となる可能性が高いことも指摘されている。

このように既に厳しい経営状況にある訪問介護事業者に追い打ちをかけるような介護報酬改定は、さらなる人材流出や訪問介護事業者の倒産を招き、ひいては介護崩壊につながるおそれがある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、今回の介護報酬改定の影響について、訪問介護事業者等の意見も聴きながら速やかに検証を行うとともに、訪問介護従事者の賃金をはじめとする処遇改善に資するための施策の在り方についても検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月2日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛(各通)